

# 桜井中ガイド

令和5年度版



4月17日

## 安城市立桜井中学校

〒444-1162 安城市小川町の場丘1番地1  
TEL: 0566-99-0028  
FAX: 0566-99-0097  
メール: sakuraichu@anjo.ed.jp

# 桜井中の一年間

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式・始業式</li> <li>・身体測定</li> <li>・新入生歓迎会、生徒総会</li> <li>・授業参観、PTA総会、学年保護者会</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイキャンプ(1年生)</li> <li>・職場体験学習(2年生)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行(3年生)</li> <li>・第1回定期テスト</li> <li>・プール開き</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会</li> <li>・支所予選</li> <li>・終業式</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業式</li> <li>・夏休み作品展</li> <li>・授業参観</li> <li>・第2回定期テスト</li> <li>・新人戦</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育大会</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭</li> <li>・第3回定期テスト</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会</li> <li>・終業式</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業式</li> <li>・進路相談(3年生)</li> <li>・入学説明会(小学6年生対象)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回定期テスト</li> <li>・卒業生を送る会</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同窓会入会式(3年生)</li> <li>・卒業証書授与式</li> <li>・修了式</li> </ul>

入学式に向けて → p. 3

保健室から → p.18

学習について → p.10



1年デイキャンプ

部活動について → p.11

もしものとき  
大災害時等の対応について  
→ p.16



体育大会 応援合戦

桜井中公式マスコット  
キャラクターの  
「サクライチュウ」です。  
みんなで充実した素晴  
らしい中学校生活を送  
りましょう。

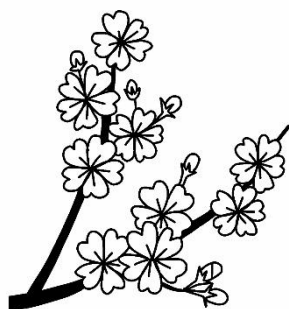


# 目次

<b>入学式に向けて</b> .....	3
入学式、入学式当日の服装・持ち物、受付場所・駐車場・式会場等の校地図	
<b>服装や頭髪、購入物について</b> .....	4
制服、頭髪、半袖体操服・ハーフパンツ・ジャージ、運動靴、体育館シューズ・上履きスリッパ、靴下、通学用バッグ、学習用具、水筒、傘、防寒対策、暑さ対策その他、自転車	
<b>桜井中の一</b> .....	7
<b>生活について</b> .....	8
登校、朝の読書・学習、朝の会、授業の間の10分間、授業、給食、放課、清掃、帰りの会、下校、下校完了時刻、生徒の送迎等で来校されるとき	
<b>学習について</b> .....	10
教科、定期テスト、家庭学習、学習用タブレット(iPad)	
<b>部活動について</b> .....	11
種目、活動時間など、入部までの手順、転部、退部、これからの部活動	
<b>教育相談について</b> .....	12
スクールカウンセラー、相談機関の紹介	
<b>みんなの安心・安全のために</b> .....	13
学校からの情報提供、保護者との情報交換、不審者、事故・事件への対応、携帯電話、スマートフォン	
<b>学校からのお願い</b> .....	15
連絡メールの保護者登録、欠席等連絡アプリ「tetoru(テトル)」の登録	
<b>大災害時等の対応</b> .....	16
大規模地震に関する対応、警報等に関する対応、その他	
<b>学費等の預貯金口座振替についてのお願い</b> .....	17
<b>保健室から</b> .....	18
保健室の利用のしかた、日本スポーツ振興センター加入同意書、健康カード	
<b>本校の教育について</b> .....	19
<b>通学路一覧</b> .....	20
<b>自転車通学について</b> .....	21
自転車通学許可の基準、自転車通学の流れ	

## 資料

教員の多忙化解消に向けた取組への御理解と御協力について 愛知県教育委員会.....	22
令和5年度から令和7年度までの、中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について.....	23
UI5スポーツ団体の紹介(R5.1現在) 安城市教育委員会.....	25
安城市 学習用タブレット(iPad)使用ガイド〈家庭用〉 安城市教育委員会.....	28
新 安城ケータイ・スマホ宣言 安城市中学生ふれあい会議.....	29
自転車の利用に関するお知らせ、安城市の自転車に関する補助金 安城市.....	30



# 入学式に向けて

## 【入学式】

日時	令和5年4月7日(金)
受付	8時30分 ~ 8時50分
新入生入場	9時25分
入学式・始業式	9時30分 ~ 10時15分
学級活動・説明	10時20分 ~ 10時50分
下校・帰宅	10時50分 ~



場所 安城市立桜井中学校 第1体育館

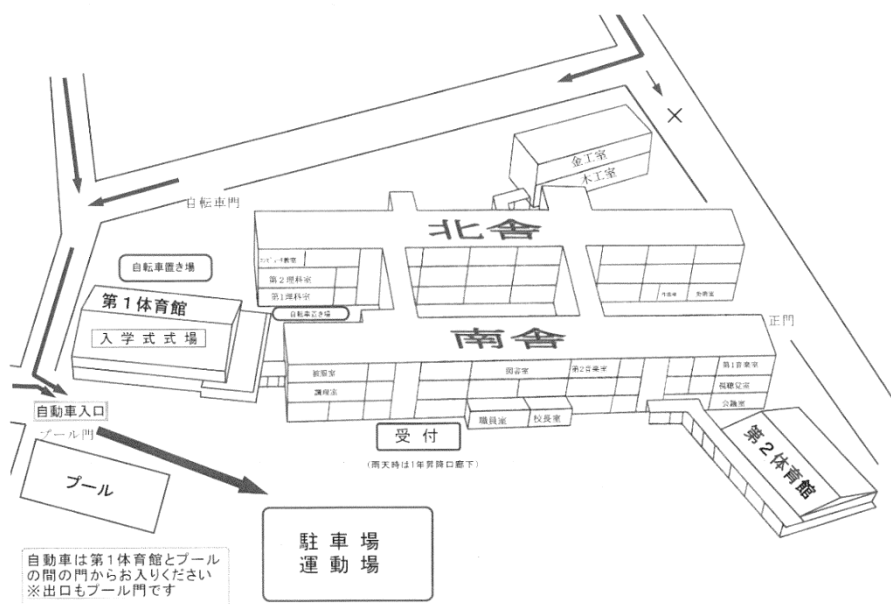
## 【入学式当日の服装・持ち物】

- 〈生徒〉 本校指定の冬の学生服を着用します。セーラー服は白の襟カバーをはずしてください。  
 通学用リュックサック(教科書を配付します)、筆記用具(名前ペンなど)  
 上履きスリッパ、体育館シューズ、シューズ袋
- 〈保護者〉 「入学通知書」(受付にご提出ください)

- \*~~マスクの着用をお願いします。~~登校前に検温をしてください。発熱等風邪の症状がある場合は、参加を控えていただく場合があります。
- \*学生服につける名札は、入学後に配付しますので、入学式当日は必要ありません。
- \*保護者のスリッパは、中学校で用意します。

## 【受付場所・駐車場・式会場等の校地図】

- ・受付場所は、南校舎1階1年昇降口前です。(雨天の場合は、昇降口の廊下です。)
- ・受付横の組分け名簿で、お子様の学級名・名簿番号を確認してから受付をお願いします。受付を済ませた後は、お子様は教室に移動し、保護者の皆様は体育館でお待ちいただきます(保護者は教室には入りません)。
- ・駐車場は運動場です。プールと第1体育館の間にあるプール門を通ってお入りください。出口もプール門です。また、学校周辺への駐車は控えください。自転車でお越しの場合は自転車置き場をご利用ください。



# 服装や頭髪、購入物について

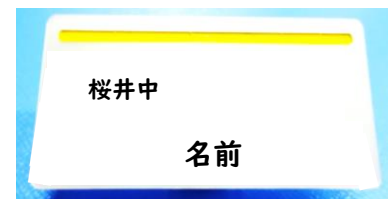
## 【制服】(学校指定)

- 男子
- ・黒の標準学生服を着用します。ボタン、ホックをきちんと留めます。
  - ・暑いときは、白の半袖開襟シャツを上衣とします。シャツは、ズボンにきちんと入れます。
  - ・学生服の中は、普段は白のカッターシャツ、白の半袖開襟シャツ、学校指定のジャージや体操服、部活動Tシャツを着用します。
- 女子
- ・学校指定の紺のセーラー服を着用します。ひだスカートかスラックスのいずれかを選択してください。スカートの丈は、ひざが隠れる程度の長さとしします。
  - ・暑いときは、白の半袖セーラー服を上衣とします。
  - ・普段は学校指定の黒のリボン、白の襟カバーを着用します。儀式(始業式・終業式・入学式・卒業式等)時は、白の襟カバーをはずします。
  - ・セーラー服の中は、普段は学校指定のジャージや体操服、部活動Tシャツを着用します。
- 共通
- ・令和5年度から、更衣期間を設けません。気候や体調に合わせて夏服・冬服を選択してください。儀式など一部の行事については夏の制服・冬の制服を指定することがあります。
  - ・部活動Tシャツは、激しい運動をともなう部活動に適したものです。部活動時や休日の部活動の登下校時、制服の中に着用します。
  - ・\*体育の授業時は体操服を着用します。部活動Tシャツの着用は認めません。
  - ・制服の中に着ている衣服は、襟元やそで口、すそなどから出ないように着用します。

## ○新名札(R5年度1年生) / ○旧名札(R5年度2・3年生)

- ・新名札は、入学式当日にお渡しします。
- ・制服の左胸ポケットにクリップでとめて使用してください。
- ・登下校時は、防犯対策として取り外してもよいです。
- ・2、3年生は、これまで使っていた名札を、引き続き使用します。
- ・校章・学級章・委員会章のバッジは、廃止します。

新名札(580円)



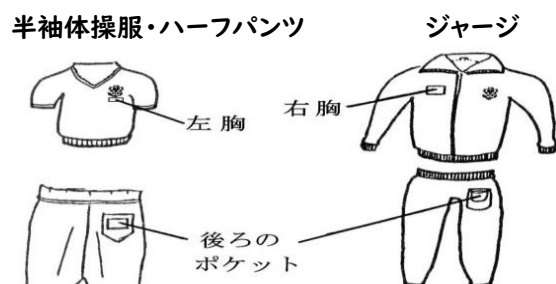
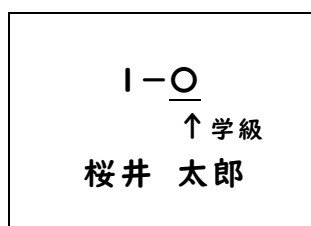
## 【頭髪】

- ・前髪は目にかからない長さ、後ろは肩にかからない程度の長さにします。
- ・髪が長く肩にかかる場合は、ゴムで束ねたり、ヘアピンやスリーピンで留めたりします。
- ・ゴムやピンは、地味な色(黒、紺、濃い茶色)のものを使用します。
- ・脱色や染色、特殊な髪型はしません。整髪料等は、香りの強さの感じ方等には個人差があるため使用を控えます。

## 【半袖体操服・ハーフパンツ・ジャージ】(学校指定)

- ・男女とも、学校指定のジャージ上下、体操服、ハーフパンツを着用します。
- ・下の図のように、白布に名前を書き、それぞれの所定の位置に縫い付けます。半袖体操服は、名前の欄に直接書か、他と同じように白布を縫い付けます。

### 〈記名のしかた〉



## 【運動靴】(白)、【体育館シューズ・上履きスリッパ】(学校指定)、【靴下】(白または黒)

- ・通学、運動に適した白の運動靴(ライン等もすべて白、ひもで縛ることができ、靴底はゴムまたは固いスポンジのもの)を使用します。スニーカーは運動時にけがをする恐れがあるので使用しないでください。
- ・校内では、学校指定の学年色の上履きスリッパ(新1年生:緑色)を使用します。
- ・学校指定の体育館シューズ(令和5年度1年生から男女共通)を使用します。シューズ袋の指定はありません。
- ・令和5年度から靴下は、白または黒で無地のものとします。

### 〈記名のしかた〉



#### 体育館シューズ・運動靴

- ・かかと部分または靴の内側などに、学年、組、氏名(名字可)を書く。
- ・シューズ袋にも記名する。



#### 上履きスリッパ

- ・かかとの部分と、足の甲の部分に氏名(名字可)を書く。

## 【通学用バッグ】(学校指定)

- ・学校指定のリュックサック(大)、ナップサック(小)を使用します。飾りやキーホルダー等はありません。
- ・手提げバッグ類は、特別の事情がない限り使用しません。

## 【学習用具】

- ・ノート類については、各教科や学年の先生から指示があるまで買わないでください。
- ・学習用具については、華美でない物を用意します。
- ・教科書や学習用具は、自分のロッカーに置いて帰ることも認めています。各自で、荷物の重さを調節したりロッカーや机の中を整理整頓したりしましょう。

## 【水筒、傘】

- ・水筒は、常時、持参してよいです。中身は水かお茶です。休日の部活動では、通年で、スポーツドリンクでもよいです。ペットボトルのまま持ってくる場合は、保冷用カバーに入れるなどしてください。
- ・傘の色の指定はありません。落ち着いた感じのするものを使用することを勧めています。

## 【防寒対策】

- ・寒いときは、制服の中に白、黒、紺などできるだけ無地に近い服(セーターやトレーナー等)を着用して体調管理をしましょう。また無地の黒タイツ類(足先までのタイツや足首までのレギンス等)を着用したり、その上から黒や白の靴下を重ね履きしたりしてもよいことにします。尚、体育の授業では、運動時に足が滑るのを防ぐために、タイツ類を着用する場合は、必ず靴下を重ね履きしてください。
- ・とくに寒い時期には、登下校と部活動時、体育の授業時、外庭掃除の時等に、ウインドブレーカー、手袋、ネックウォーマーを着用してもよいことにします。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止策等として、教室の換気時、必要な場合ウインドブレーカーを着用してよいことにします。使用しない時は、個人のロッカーでナップサックまたはリュックサックの中にしまい保管します。
- ・ウインドブレーカーは、黒、紺、青、白、グレー、ベージュを基調としたビニル系薄手のもので、マークや文字(絵)が大きくプリントや刺しゅうされていないものとします。安全面への配慮や体温調節のしやすさ、動きやすさの確保等のため、制服の中には着ません。上衣は前部をジッパーで開くもので丈は着用時に膝上までの長さになるものとします。フードは外すか収納するようにしてください。尚、部活動で回転して購入する場合がありますので、個人で購入する前に部活動顧問に確認してください。
- ・ダウンジャケットやオーバーコートは、学校生活で使用するのに適さない面があるため、使用しないでください。また、安全面への配慮、巻き込み事故防止等の理由から、ミトンや耳あて、マフラーは身につけないこととします。
- ・手袋やネックウォーマーは、柄がなく単色で華美でないものとします(ワンポイント可)。



## 【暑さ対策その他】

- ・暑いときは、帽子(キャップ型)、ネッククーラー(冷凍ジェル)、タオル、ハンドカバー(アームカバー)、日傘の使用を認めています。色の指定はありません。柄がなく、単色を基調とした華美でないものとします。
- ・とくに暑い時期には、生徒会からの提案により熱中症対策として、平日にスポーツドリンクを持参したり、体操服で登下校・授業参加をしたりしてもよいことにしています。
- ・タオルは、校内では首や肩にかけて歩いたり振り回したりしません。机に出したままにしません。
- ・制汗シートや日焼け止めは、無香性と明記してあるものを使用しましょう。スプレータイプのは禁止です。
- ・防犯ブザー等を用意し、自分の身は自分で守るようにしましょう。
- ・不要な金銭や学習に関係のない物は、学校に持参しないよう、ご家庭でもご指導ください。

×携帯電話類、菓子・ジュース類、ゲーム類、漫画・雑誌類、音楽プレーヤー類、ナイフなど刃物類(カッター・ハサミ含む)

\*授業でカッター等を使用する場合は、学校のものを使用するか、使用する期間のみ特別に持ってくるように連絡をします。

\*もしも不要物等を持ち込んでしまった場合は、教師が一旦お預かりし、保護者に返却します。

## 【自転車】

### ○自転車の規定

- ・体に合った大きさの自転車を使用します。色の指定はありません。
- ・両脚スタンドで、前照灯・反射鏡・錠を完備したものにします。
- ・荷台は、リュックサック等が安定する大きさと強さのものをつけます。
- ・サドルより低いハンドルや極端なアップハンドルのものは使用しません。
- ・メーター類は使用しません。また、ハブの使用など改造自転車の使用は認めません。
- ・防犯登録をしてください。また、令和3年10月より、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。加入状況の確認をお願いします。



### ○自転車使用時の注意事項

- ・ヘルメットを必ずかぶります。SGマークの付いたものを推奨します。色の指定はありません。
- \*安城市の自転車に関する補助金については、30ページの資料をご覧ください。
- ・巻き込み事故防止のため、スカートではなく、ジャージかハーフパンツ、スラックス、寒いときはウインドブレーカーで乗車します。
- ・自転車を止めるときは、必ず鍵をかけます。2重ロックが望ましいです。
- ・ナップサックは背負って乗車します。リュックサックを併用するときは、紐で荷台に縛ります。
- ・安全面を考慮し、部活動のシューズなどの軽いものについてのみ、前かごに入れるようにします。
- ・雨合羽は、上着とズボンが分かれたセパレートタイプのもをを着用します。ポンチョタイプは危険なので使用しません。傘さし運転は法律違反です。
- ・校内では自転車をひいて移動します。駐輪場では、決められた場所に、自転車の両脚スタンドを白線の内側にそろえて駐輪します。その他の場所でも、きれいに整頓するようにします。
- ・自転車通学者以外の生徒も、休日や長期休暇中に行われる部活動では、ルールを守ることを前提に、自転車通学を認めています。また、総合的な学習の時間や高校入試、特別な事情がある場合等で使用を許可する場合があります。この場合も上記の規定に準ずるようにしてください。
- ・下記のような交通法規(ルール)に違反する運転や悪質なマナー違反をくりかえし行うなどした場合は、自転車利用許可を取り消す場合があります。

#### 自転車安全利用5原則

- ・車道が原則 歩道は例外、・車道は左側通行、・歩道は歩行者優先 車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る(一時停止、交通信号の遵守、2人乗り、併進の禁止など)、・ヘルメット着用

## 桜井中の一日

<50分授業>		<45分授業>	
始業準備	8:00～ 8:10	始業準備	8:00～ 8:10
朝の会	8:10～ 8:25	朝の会	8:10～ 8:25
第1校時	8:30～ 9:20	第1校時	8:30～ 9:15
第2校時	9:30～10:20	第2校時	9:25～10:10
第3校時	10:30～11:20	第3校時	10:20～11:05
第4校時	11:30～12:20	第4校時	11:15～12:00
給食	12:20～13:00 (片付け12:50)	給食	12:00～12:40 (片付け12:30)
放課	13:00～13:15	放課	12:40～12:55
第5校時	13:20～14:10	第5校時	13:00～13:45
第6校時	14:20～15:10	第6校時	13:55～14:40
清掃	15:10～15:25	清掃	14:40～14:55
帰りの会	15:25～15:35	帰りの会	14:55～15:05
(5時間授業の日)			
清掃	14:10～14:25	清掃	13:45～14:00
帰りの会	14:25～14:35	帰りの会	14:00～14:10

### <50分授業>

- ・木曜日清掃カット  
⑥14:20～15:10  
帰りの会 15:15～15:25

### <45分授業>

- ・木曜日清掃カット  
⑥13:55～14:40  
帰りの会 14:45～14:55

- ・月曜日・木曜日…午後部活動なし

- ・昇降口解錠は8:00です。始業時刻は8:10です。
- ・桜井中職員の勤務時間は、8時00分から16時30分です。授業時間中や勤務終了後は、電話が繋がらない場合がありますので、ご了承ください。休日の部活動における欠席・遅刻・早退などの連絡のしかたについては、各部活動顧問にご確認ください。
- ・休日は電話がつながりません。





## 生活について

### 【登校】

- ・交通ルールを守り、決められた通学路を通ります。登下校時は、制服を着用します。
- ・\*休日、長期休業中、再登校時は、制服以外にジャージや体操服、部活動Tシャツでもよいものとします。
- ・生徒登校は、8:00~8:10とします。
- ・提出するお金を持ってきた場合は、朝のうちに担当の先生か学級担任の先生に手渡ししましょう。
- ・欠席等は、7:45~8:10までに保護者より学校に連絡するか、totoruを利用しご連絡ください。また、8:10以降は、学校に直接お電話ください。

### 【朝の会】

- ・1日の予定を確認し、健康観察や提出物などの提出をします。

### 【授業の間の10分間】

- ・授業の間の10分間は、次の授業のためにあります。まず、次の授業の準備をしてから、トイレに行くなどするとよいです。チャイムが鳴ると同時に授業を始められるようにします。

### 【授業】

- ・授業の時間は、小学校より5分長い50分が基本です。教科ごとに担任の先生が変わります。
- ・実技教科（音楽、美術、技術・家庭、保健体育）は教室以外の場所で行うことが多いです。英語では、ALT (Assistant Language Teacher) の先生が授業に入ることもあります。

### 【給食】

- ・当番以外の生徒は、トイレや手洗いを済ませ、各自で用意した布ナフキンを机に敷いて席に着きます。
- ・給食終了のチャイムが鳴るまでは、教室から出ません。

### 【放課】

- ・昼休みには、健康委員がボールの貸し出しを行っています。運動場で遊ぶことができます。
- ・図書館では、図書委員が本の貸し出しを行っています。一度に2冊まで一週間、貸出可の本を借りることができます。

### 【清掃】

- ・15分間、協力、分担して清掃場所をきれいに掃除します。

### 【帰りの会】

- ・放送の合図に従って、黙想をします。静かに1日の生活の振り返りをしましょう。
- ・教科リーダーが明日の連絡をします。学級によりスピーチなど独自の活動を行っています。また、配布物を受け取ります。
- ・終了のチャイムが鳴るまでは教室から出ないようにします。

### 【下校】

- ・下校完了時刻を必ず守ります。防犯対策のため、できるだけ複数で下校します。寄り道はしません。

## 下校完了時刻

- ・下校完了時刻は、部活動（または、部活動のない場合は帰りの会）終了15分後です。この時刻までに生徒全員が校門を出ます。日によって異なるため、毎月、学年だよりや部活動の予定表でお知らせしています。
- ・下校完了時刻は、生徒の安全を守るために、気象庁から発表される日の出・日の入り時刻を考慮して設定しています。

期間	活動時間	最終下校時刻
4月 7日（入学式）～	～17:15	17:30
4月25日～	～17:30	17:45
9月 6日～	～17:15	17:30
9月15日（定期テスト後）～	～17:00	17:15
9月26日～	～16:45	17:00
10月 7日～	～16:30	16:45
10月19日～	～16:15	16:30
11月 2日（文化祭終了後）～	～16:00	16:15
11月17日（定期テスト後）～	活動なし	16:00
12月23日（冬季休業）～	～16:00	16:15
1月12日～	～16:15	16:30
1月29日～	～16:30	16:45
2月13日（定期テスト後）～	～16:45	17:00
2月27日～	～17:00	17:15
3月15日～	～17:15	17:30

## 生徒の送迎等で来校されるとき

本校の周りを走る公道はどこも狭く、また正門前の道は一方通行となっています。これらの場所での駐停車は、通行する車の往来を妨げてしまいます。

そこで、生徒の送迎等のため、ご来校の際は、指示がある場合を除き、正門からお入りいただき、第2体育館横にある来客用駐車場（乗用車8台分）に駐停車をお願いします。職員室や保健室、会議室に近いため、ご利用しやすくなっています。

なお、朝は8:00～8:10、午後は当日の生徒の下校時間（帰りの会終了または部活動終了から、その15分後まで）は、多くの生徒の登下校時間に重なるため、とくに気をつけて最徐行していただくかできる限り避けていただくようお願いいたします。

# 学習について

## 【教科】

- ・中学校で学習するのは、次の10教科です。  
国語、数学、社会、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語、道徳
- ・\*算数→数学、図工→美術、家庭→技術・家庭、体育→保健体育、外国語→英語 に代わります。
- ・教科以外には、学級活動、総合的な学習の時間があります。
- ・保健体育は、実技の授業以外に保健の学習があります。

## 【定期テスト】

- ・学習のまとめと、学習内容がどの程度身に付いたかを知るために、定期テストを行います。
- ・第1回・第3回テストは9教科(国語、数学、社会、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術・家庭)行います。
- ・第2回・第4回テストは、5教科(国語、数学、社会、理科、英語)行います。
- ・国語、社会、数学、理科、英語については、100点満点とし、45分間で行います。音楽、美術、保健体育、技術・家庭については、50点満点とし、20分間で行います。なお、技術・家庭は、合わせて20分間で行いますので、ご注意ください。
- ・学年の方針によって、定期テストの他に、実力テストを行う場合があります。

## 【家庭学習】

- ・予習→授業→復習のサイクルをつくることで、学習内容の理解が深まり、知識・技能の定着が期待できます。生活リズムを把握して、自分に合った学習リズムがつけられるよう、ご家庭での支援をお願いします。

## 【学習用タブレット(iPad)】

- ・本校では、「安城市学習用タブレット(iPad)使用ガイド」(28ページ)に則って、Myタブレットを使用しています。
- ・Myタブレットの設定を勝手に変えたり、アプリをダウンロードしたりしません。故障の原因になることもあります。
- ・登校後はロッカーの中で保管します。先生の指示で机の上に準備します。
- ・Myタブレットは、毎日家庭に持ち帰り、充電をして学校に持ってきます。家庭への資料配付や調査依頼を行う場合があります。また、オンライン授業で使うこともあります。
- ・Myタブレットの故障、不具合等については、すぐに担任に申し出てください。尚、故意でない場合の故障は保障されますが、保護シートについては張替にかかる費用をご家庭でご負担いただいています。ご了承ください。

\*教科書や学習用具は、自分のロッカーに置いて帰ることも認めています。各自で、荷物の重さを調節したりロッカーや机の中を整理整頓したりしましょう。



# 部活動について

## 【種目】

運動部 ○野球 ○サッカー ○ソフトテニス(男子) ○卓球 ○剣道 ○陸上競技  
○バスケットボール ○ソフトボール(女子) ○バレーボール(女子)  
文化部 ○吹奏楽 ○文化・パソコン ○合唱 ○JRC ○英語部(期間限定)

## 【活動時間など】

- ・各部の活動方針により、平日の授業終了後2時間を超えない範囲で行います。また、日没30分前を下校完了時刻とします。休日は、準備・片付けを含めて4時間程度とします。
- ・大会・コンクール等への参加等による特別な場合を除き、原則、休日の活動は、土曜日か日曜日のどちらかのみに行い、休養日を設けます。
- ・休日の部活動は、自転車で登校してよいです。部活動ごとに指定された場所に整頓して置き、施錠します。
- ・定期テストの範囲発表日(テストの1週間前)からテスト最終日までは行いません。
- ・平日の朝練習、月曜日、木曜日は基本的に行いません。
- ・気温・室温が35度以上またはWBGT指数が31以上のときは、危険なため活動しません。
- ・詳しい日程については、部活動ごとに配られる活動予定表で確認してください。

## 【入部までの手順、転部、退部】

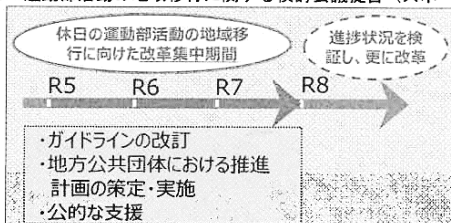
- ・全学年希望制です。興味・関心・特性(身体面等)に合わせて、家庭でよく相談をしてください。
- ・部活動は、計画的に継続して行うからこそ成果が上がるものです。気が向いたときだけでできればよいというような自分勝手な参加の仕方はしないでください。
- ・入部は、見学→体験入部→仮入部→本入部という流れで決定します。
- ・体験入部、仮入部、本入部の前に、それぞれ希望調査を行います。
- ・部活動で使用する用具等は、本入部後にお知らせします。それまでは用具等を購入しないでください。
- ・年度ごとに、所属する部活動の継続の意思確認を行います。
- ・転部を希望する場合は、転部希望先の顧問に打診し、転部先で十分にやっつけようかを見極めた上で「部活動の転部希望願」を提出します。一度転部をしたら、また元の部に戻ったり、他の部が変わったりすることは、やむを得ない理由がない限りできません。
- ・退部は、原則、希望制のため本人、保護者の意思により決定します。その場合「退部届」を提出します。

## 【これからの部活動】

部活動は、スポーツ・芸術分野等の活動を通して、生徒の健やかな成長に資する大変有意義なものです。文部科学省では、少子化が進む中でも、生徒にとってよりよい部活動の環境を構築するために、「学校と地域が協働」した部活動を目指し、その第一歩として、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域移行していくとしています。国は、休日の部活動を学校の仕事として教員が指導するのではなく、地域の活動として、地域人材が指導する地域クラブ活動へ移行することを目指しています。

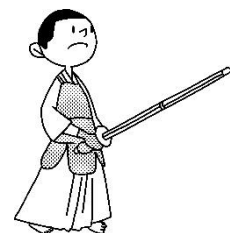
今後、部活動については、活動の仕方について様々な変更が考えられますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(スポーツ庁所管)より抜粋



### <地域クラブ活動のメリット>

- ・子供たちが好きな活動を選択できます。
- ・学校の枠を超えた人とのつながり、かわりの機会を創出できます。



※令和5年10月(新人戦後)から、休日の練習は月に2回以内になります。

# 教育相談について

生徒は、成長過程における悩みを抱き、それを乗り越えていくことで成長します。学校生活や普段の生活で、お子様に対するお悩みはありませんか。ちょっとした不安を抱いたら一人で悩まず、まずは相談してみてください。

## 【スクールカウンセラー】(校内)

- ・スクールカウンセラー(以下SC)は、臨床心理士の資格を有する方です。不登校や学校生活の悩みなどを生徒と一緒に考えます。
- ・SCは、月に1、2回程度、原則、水曜日に勤務しています。
- ・守秘義務を守ります。
- ・生徒とその保護者が利用することができます。
- ・1回の相談(面談)は、1時間を限度としています。
- ・相談は、本校の南舎1階心の教室で行っています。



### 申し込みの流れは

- ①SCへの相談希望があることを、学級担任または生徒支援担当にお伝えください。相談(面談)の予約をします。あわせて希望日、希望時間をお伝えください。
- ②校内で予約を確認、調整し、学級担任または生徒支援担当から相談(面談)日時を連絡します。

## 【相談機関の紹介】(校外)

- ・ふれあい相談室にお電話ください。担当者との相談し、臨床心理士やふれあい学級(※)を紹介するなど、適切な支援について一緒に考えます。

**安城市 ふれあい相談室 TEL:76-9674(クロウナシ)**

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝祭日、年末年始は除く)

### ○安城市適応指導教室 ふれあい学級(安城市教育センター内など市内3か所で開室)(※)

- ・活動内容 学習タイムは、各自で学習を進めます。  
フリータイムは、友達と卓球やオセロなどをして過ごします。

#### 〈保護者の声〉

不安を感じやすい子ですが、ふれあい学級は子どもにとって安心して過ごせる居場所になっています。優しく接してくれるお友達や先生方に感謝します。

### ○その他の相談機関の例

こころの電話(教育サービスセンター)	052-261-9671
全国统一番号「なやみおう」	0120-0-78310
ヤングテレホン	052-764-1611
チャイルドラインあいち	0120-99-7777
児童相談所虐待対応ダイヤル	189



## みんなの安心・安全のために

### 【学校からの情報提供、保護者との情報交換】

- ・「学校だより」「学年だより」等やホームページで、行事や生徒の活躍の様子などをお知らせします。
- ・行事の実施、延期などの連絡や、緊急時の対応についてのお知らせは、ホームページや連絡メール（緊急配信メール）にてお知らせします。



桜井中学校HP

- ・入学式以降に希望者のみ、随時、学校にて面談を行います(家庭訪問は行いません)。
- ・1・2年生は1学期末と2学期末に、次のように個別懇談会を行います。
  - 1学期:保護者・生徒・学級担任の三者懇談会
  - 2学期:保護者・学級担任の二者懇談会
- ・3年生は、1学期末と2学期末、3学期に、次のように個別懇談会を行います。
  - 1学期:保護者・生徒・学級担任の三者懇談会
  - 2学期:保護者・生徒・学級担任の三者懇談会
  - 3学期:保護者・生徒・学級担任の三者懇談会(進路について、希望者のみ)
- ・そのほか必要に応じて、個別に電話連絡や家庭訪問を行います。
- ・学校への問い合わせ、ご相談などがありましたら、遠慮なくご連絡ください。

桜井中学校電話番号 0566-99-0028

### 【不審者、事件・事故への対応】

- ・生徒が、自分で自分の身を守ることができるようになるために、
  - ①できるだけ複数で登下校し、一人になる時間を減らすように声をかけてください。
  - ②塾や習い事の行き帰り等、夜間に外出する際は、できるだけ保護者の方が送り迎えをしてください。
  - ③危ないと感じたら大声を出し、「子ども110番の家」や近くの民家に逃げ込みます。親子で通学路等の確認をしてください。
  - ④警察に連絡することを躊躇しないように、日ごろから話をしていきましょう。事件・事故にあったときは、軽いものだからと思わず、必ず警察に連絡してください。
- ・不審者情報は、学校からの連絡メール（緊急配信メール）（登録者のみ）でもお知らせします。
- ・安城市のホームページ「望遠郷」にも、不審者情報が掲載されています。
- ・事前に登録すると、不審者や防災の情報をメールで配信されるサービス「安全安心情報ニュース（不審者情報・安全安心情報メール）」があります。登録の方法については、安城市のホームページをご参照ください。



安城市HP



## 【携帯電話、スマートフォン】

近年、中高生の間で、スマートフォン(以下スマホ)にかかわる学校外でのトラブル(ネット依存、ネットいじめ、誘い出し・なりすまし、ネット詐欺など)が多発しています。

安城市では、「安城ケータイ・スマホ宣言」(29ページ)を作成し、呼びかけを行っています。

しかし、ゲームサイトからの課金請求や、何気なくインターネット上にアップされた掲載写真などの情報から居住区が特定され、ストーカー行為をされるなどの事例が市内でも起きています。

ご家庭において、お子様に携帯電話やスマホを利用させるのであれば、いつでもトラブルに巻き込まれる可能性があることを想定し、事前に対策しておく必要があります。多くのトラブルは、放課後ご家庭で起きており、トラブルの防止や解決には、保護者の皆様の当事者意識が大切です。有害サイトへのアクセスを制限する「フィルタリングサービス」を利用するなど、事前に使い方のルールを親子でしっかり話し合い、決めたことを守らせるよう、適切な監督をよろしくお願いいたします。

国内で初めて「ネット依存外来」を開設した国立病院機構久里浜医療センター(神奈川県)では、スマホやパソコンとの付き合い方のポイントを以下のように伝えています。

- ・占有させない。
- ・買う前に使用ルールを作り、紙に書いて目につくところに張り出すこと。
- ・ルール違反には、「翌日は使用禁止」などのペナルティーを実践すること。一度の違反ですべてを取り上げるのは好ましくない。
- ・オンラインゲームで課金をせずに楽しむには時間が必要になるので注意する。
- ・親もルールを守り、模範となる使い方をすること。
- ・リビングなど、家族がいる部屋で使うこと。
- ・親に無断でオンライン決済をしないこと。
- ・スポーツなど五感を使うことで、現実の世界を大切にしよう導くこと。

特に注目していただきたいのは、「家族で決めたルールは親も守る」という項目です。一方的にルールを押しつけると、子どもも反抗します。一緒にルールを守ることで親子の間に結束力が生まれ、目標を達成しやすくなるそうです。ぜひ、参考にしてみてください。

- ・内閣府が作成した青少年の保護者向け普及啓発リーフレット「保護者がおさえておきたい4つのポイント(生徒編)」も、これらの問題について、たいへん分かりやすくまとめられていて参考になります。



青少年の保護者向け  
普及啓発リーフレット

## 学校からのお願い



### 【連絡メールの保護者登録】(入学式当日に文書配付)

#### ○サービスの概要

- ・学校から保護者の皆様の携帯電話やスマートフォン、パソコンに、メールを一斉配信するサービスです。
- ・ご利用は無料です。通信料のみ各家庭でのご負担になります。
- ・皆様のメールアドレスは、学校にはわからないようになっています。個人情報がかきちんと保護されています。メールアドレスが他の目的に使用されることはありません。

#### ○利用方法

- ・利用希望の方はメールアドレスの登録が必要です。携帯電話やスマートフォン、あるいはパソコンより行います。詳細につきましては、後日配付する文書にてお知らせします。
- ・生徒が進級する際には自動的に学年が更新されますので、再登録や変更等の手続は必要ありません。ただし、メールアドレスを変更する場合は、登録情報の変更が必要になります。

#### ○その他

- ・登録が終わりましたら、登録したメールアドレスとログインパスワードのメモをとり、大切に保管してください。メールアドレスを変更したときなど、登録内容を変更する際に必要です。
- ・後日、登録された方にテストメールを配信します。メールが届かない場合は、きちんと登録されていない可能性があります。登録手順を見直してください。

### 【欠席等連絡アプリ「tetoru(テトル)」の登録】(入学式当日に文書配付)

#### ○サービスの概要

- ・生徒の遅刻や欠席の連絡ができます。  
「tetoru」から送信された連絡は、学級担任がパソコンやタブレットで、セキュリティ管理された専用サイトを介して確認しています。そのため教室や部活動の遠征先で欠席確認や理由の把握ができ、連絡の行き違い等を減らすことができます。
- ・学校からの連絡配信の閲覧ができます。  
学校から「tetoru」を登録した方に連絡メールおよび配付文書を送ることができます。

#### ○利用方法

- ・入学式当日に、お子様の名前と登録番号(QRコード)の書かれた登録シートをお渡しします。用紙のQRコードか「tetoru アプリ」をインストールし、案内の手順に従って操作し、登録をします。詳細につきましては、後日配付する文書にてお知らせします。
- ・生徒が進級する際には自動的に学年が更新されますので、再登録や変更等の手続は必要ありません。

#### ○その他

- ・登録できないご家族・ご家庭におかれましては、これまで通り電話で欠席等の連絡をしてください。また当日8:10以降や急ぎの場合についても、電話で欠席等の連絡をしていただきますようお願いいたします。
- ・登録いただきますと、休日や長期休業中の部活動の欠席等の連絡もできます。

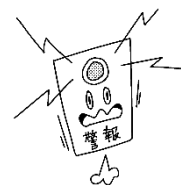
# 大災害時等の対応について

## 【大規模地震に関する対応】

- 1 大規模地震が発生し、安城市に震度5弱以上の揺れが起こった場合
  - (1) 在宅時は登校せず、自宅待機とする。
  - (2) 登下校の途中に起きた場合は、安全な場所に避難し、安全を確認しながら、速やかに帰宅する。  
※学校近くまで来ている場合は学校に行く。
  - (3) 在校時の場合は、教師の指示に従い、安全な場所に避難する。
    - ・保護者または代理者（調査票に記載されている方）に引き渡しを行います。
    - ・保護者との連絡が取れない場合は、学校にて待機させます。
- 2 学校の再開について
  - ・学校から連絡があるまで自宅待機する。
  - ・学校からの緊急連絡を、桜井中学校ホームページに掲載するとともに、連絡メール（緊急配信メール）にてお知らせします。

## 【警報等に関する対応】

- 1 生徒が登校する前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報や暴風雪警報が発表されている場合
  - (1) 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
  - (2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行わない。
  - (3) 道路の冠水、河川の増水等により登校が危険ときは、登校しなくてよい。  
※その際は、学校に連絡してください。
  - (4) 登校途中で警報が発表されたことを知ったときは、すぐ帰宅する。
  - (5) 日曜・祝日・休暇中に警報が発表されたときは、登校してはいけない。
- 2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報や暴風雪警報が発表された場合
  - (1) 先生の指示に従って行動する。
  - (2) 先生が安全に帰宅できると判断したときは、速やかに下校する。
  - (3) 先生が帰宅困難と判断したときは、保護者の迎えを待つ。
- 3 名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
  - (1) 登校する以前に発表されている場合は自宅待機とする。
  - (2) 特別警報解除後も、学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とする。なお、登校の判断についての情報は、学校ホームページおよび連絡メール（緊急配信メール）、電話連絡等により周知する。
  - (3) 登校後に発表された場合は、先生の指示に従って行動する。状況により保護者に迎えにきてもらう。
- 4 安城市に暴風警報・特別警報が発表されていないが、強風注意報・大雨警報等発表時の場合
  - (1) 登校する以前に発表されている場合、安全第一に考え、保護者判断により、登校または自宅待機する。登校を見合わせた場合、学校に連絡する。校長は、それを認め、遅刻、欠席扱いとはしない。ただし、この場合、給食の返金等はできない。
  - (2) 登校する場合、土砂崩れや冠水箇所の通行等、安全には十分気をつける。



## 【その他】

- ・上記以外の緊急事態（不審者による学校侵入など）が発生したときも同様に、生徒を安全な場所へ避難させた後、保護者の出迎え（引き渡し）をお願いすることがあります。

# 学費等の預貯金口座振替についてのお願い

## ○学費等預貯金口座振替の利点

- ・生徒に現金を持たせることを避け、紛失等の事故を未然に防ぎます。
- ・集金事務の効率化ができます。

## ○学費等預貯金の口座振替の実施要項

〈振替日〉

- ・原則として、毎月25日前後を口座から引き落としの日とさせていただきます。
- ・7月と12月は、その月の5日前後とします。4月は、事務手続き上、下旬とします。
- ・8月と3月は引き落としをしません。

〈対象者〉

- ・原則として全員です。なお、現金集金を希望される方は、本校の事務職員までお申し出ください。

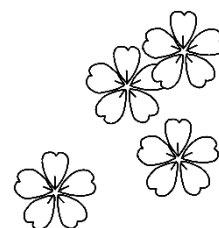
## ○学費等預貯金の口座振替の金融機関の指定

- ・あいち中央農業協同組合
- ・碧海信用金庫
- ・岡崎信用金庫

の中から、指定してください。

## ○その他

- ・依頼書の記入事項に変更が生じた場合で、預貯金口座や振替の解約をする場合は、ただちに学校にお申し出てください。
- ・学校が指定した振替日に、預金の残高不足で預金口座振替ができなかった場合には、お子様を通じ学校から「学費未納のお知らせ」をお届けします。この場合は、翌日以降現金で学校へ納入してください。
- ・学費等預貯金の口座振替の金額は、貯金通帳に明示されますので、学校から領収証は発行いたしません。





# 保健室から

## 【保健室の利用のしかた】

- ・保健室は、次のようなときに利用することができます。

けがをしたとき	体調が悪くなったとき
相談したいことや悩みがあるとき	体や心について知りたいときなど

- ・学級担任や教科担任、健康委員に保健室へ行くことを伝えてから来室します。何も言わずにいなくなると、周りの皆が心配します。付き添いは一人とします。授業中は、教職員が付き添います。
- ・できるだけ休憩時間に処置を受けるようにします。次の授業に遅れそうなときは、あらかじめ学級担任か次の授業の教科担任に連絡をしてから来室します。
- ・アレルギーや副作用などの事故防止のため、保健室に内服薬はありません。外用薬は、救急処置に必要なものを用意しています。
- ・保健室での休養は、保健室の先生の指示により、1時間までを目安とします。回復後は、授業に参加します。休養しても体調が悪く、早退したほうがよい場合は保護者に連絡をします。保護者は、お子様を迎えに来てください。
- ・万が一のことですが、特に緊急を要する場合は、保護者より先に119番に連絡することもあります。ご承知おきください。

## 【日本スポーツ振興センター加入同意書】(入学式当日に配付)

- ・登下校時、学校内、部活動中でのけがなどで医療機関を受診した場合、日本スポーツ振興センターに申請することによって、医療費の給付を受けることができます。日本スポーツ振興センター加入同意書は、一度提出していただく中学校在学中は有効です。

## 【健康カード】(入学式当日に配付)

- ・健康カードは職員室に保管します。健康診断(※)の際の問診票の役割を果たす他、病気やけがが発生したときの対応の際に重要な資料になります。今年度分の記入をお願いします。なお、緊急時の連絡先や保険証の種類などに変更があった場合は必ず書き換えてください。

## 健康診断(4~6月)(※)

- ・学校の健康診断は、学校保健安全法という法律に基づいて行われるものです。目的は、主に「自分の成長や健康状態を知る」「病気の疑いがないかを調べる」「自分の体や健康に関心をもつ」の3つです。心と体の健康は、さまざまな活動の基礎になります。自分の体のことを知り大切にする気持ちを育む機会にしてほしいと思います。



# 令和5年度 安城市立桜井中学校グランドデザイン



## 「前へ 質実剛健の姿」

～たくましく ゆたかに たしかに～

「We Love 桜井中」と全校生徒が言える学校に

生徒が「通いたい」 保護者が「通わせたい」 地域から「信頼される」学校に

※「前へ」…全校合唱曲名 「質実剛健」…校訓 「We Love 桜井中」…生徒会スローガン

いのち

多様性を認め合い、ともに生きる  
すばらしさを実感できる生徒に

ふるさと

ふるさとを誇りに思い、地域に貢献できる生徒に

夢

夢と希望をもち、しなやかに  
挑戦し続ける生徒に

「前へ」を合言葉に

「いのち」「夢」「ふるさと」につながる 主体的・対話的な学びを通して

**自ら考えて行動し、思いやりとたくましさのある生徒を育てます**

確かな学力

**主体的・対話的で深い学び**

→授業の工夫による「生涯にわたり学び続ける力」の育成

**個を支える指導・支援**

→一人一人の学びの場の保障と  
きめ細やかな対応

**ICT機器の効果的活用**

→視覚効果やプレゼンテーションを用いた「学び合い」

豊かな心

**自己有用感の向上**

→誰かのために役立つことに  
喜びを感じる場の設定

**居場所づくりと絆づくり**

→ともに生きる素晴らしさを  
実感できる場の工夫

**道徳教育の推進**

→自他の存在と命を大切にする  
「小さな道徳」の充実

健やかな心身

**相談活動の充実**

→hyper-QU を活用した確かな  
学級経営と支援体制の確立

**しなやかで折れない心の育成**

→「相談力」「回復力」「対応力」  
を高める教育活動の推進

**健康管理ができる学校づくり**

→食育をはじめ、健康を大切にする  
意識の継続・行動化

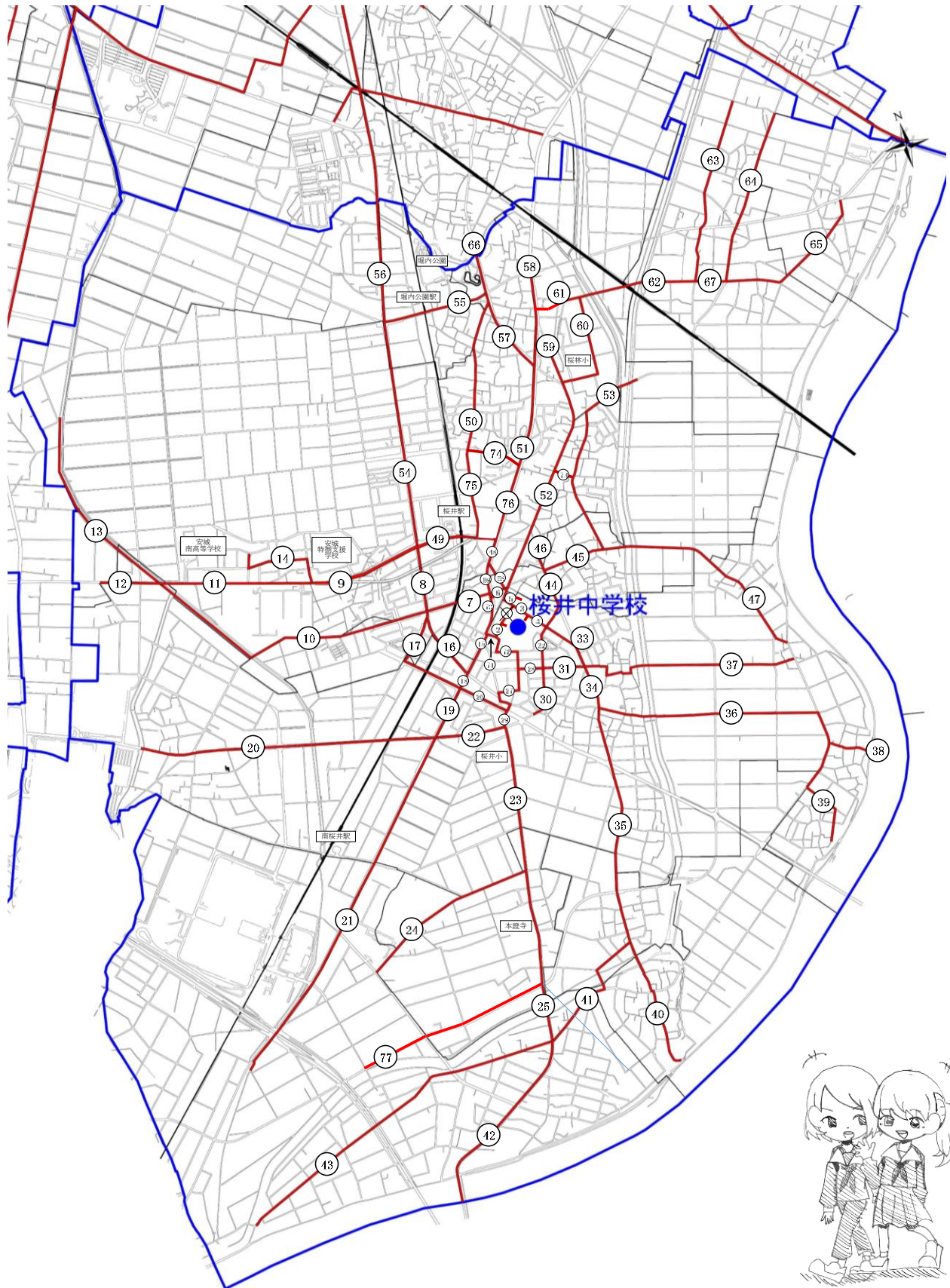
桜井中の  
教職員として

- ・私たちは、生徒一人一人に伴走します。
- ・明るい笑顔と温かい雰囲気ですべてに接し、信頼を得ます。
- ・教育実践を通し、生徒とともに成長しながら、研修に努め指導力の向上を図ります。

家庭との連携・地域への発信 ～ともに学び ともに歩む 開かれた学校をめざします～

# 通学路一覧

太い線が通学路です。家から安全な道を通り、一番近い通学路に出てください。





# 自転車通学について

## 【自転車通学許可の基準】

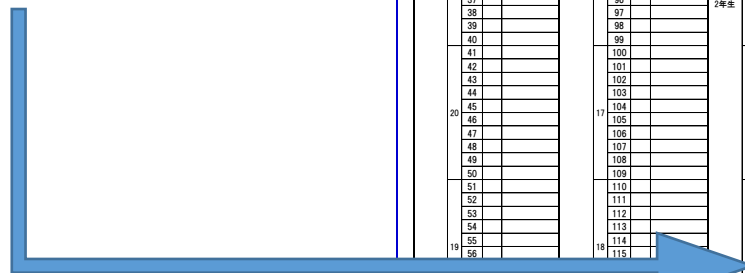
- ・パソコンやスマホを使い、Googleマップで、「自宅(住所)」から「桜井中学校」までの経路を検索したときの距離(複数の経路が表示される場合は最短経路の距離)が1.5Km以上ある場合に自転車通学を許可します。
- ・ただし、安城市小川町の、福地、馬場瀬、西六反、上六反、天神、小向などのように、鹿乗川を渡って登下校する生徒については、現在通行可能な下懸橋または姫下橋を通る経路で検索してください。
- ・この件についてのお問い合わせは、桜井中学校自転車担当までお願いします。

## 【自転車通学の流れ】

- ・上記の自転車通学の基準を満たしていることを確認の上、所定の用紙「自転車通学許可願」に必要事項を記入して在籍する各小学校に提出してください。**提出締切日:令和5年2月13日(月)**
- ・3月上旬までに、自転車通学許可が下りるかどうかにについてお知らせします。
- ・自転車通学許可が下りた場合、自転車置き場の番号(※)をお知らせします。3年間、同じ場所に自転車をとめてください。
- ・1年生は、入学式の翌日から自転車通学ができます。第1回通学班集会が行われる日までは、近所に住む先輩たちが通る安全そうな道を選び、時間に余裕をもって登下校します。
- ・自転車通学をする際は、決められた通学路を通り、交通安全に十分気を付けて登下校します。
- ・自転車通学許可が下りていても、日によって徒歩通学をするなどしてもかまいません。このときも決められた通学路を通ります。
- ・もしも引っ越しをしたり、自転車を買い替えたりしたときは、学級担任までお知らせください。

### ○例 自転車置き場の番号(※)が176の場合

自転車置き場内で、番号が176の人向けに決められた場所に、自転車をとめます。



学年	番号	氏名	学年	番号	氏名	学年	番号	氏名	学年	番号	氏名
3	1		3	60		3	120		3	180	
3	2		3	61		3	121		3	181	
3	3		3	62		3	122		3	182	
3	4		3	63		3	123		3	183	
3	5		3	64		3	124		3	184	
3	6		3	65		3	125		3	185	
3	7		3	66		3	126		3	186	
3	8		3	67		3	127		3	187	
3	9		3	68		3	128		3	188	
3	10		3	69		3	129		3	189	
3	11		3	70		3	130		3	190	
3	12		3	71		3	131		3	191	
3	13		3	72		3	132		3	192	
3	14		3	73		3	133		3	193	
3	15		3	74		3	134		3	194	
3	16		3	75		3	135		3	195	
3	17		3	76		3	136		3	196	
3	18		3	77		3	137		3	197	
3	19		3	78		3	138		3	198	
3	20		3	79		3	139		3	199	
3	21		3	80		3	140		3	200	
3	22		3	81		3	141		3	201	
3	23		3	82		3	142		3	202	
3	24		3	83		3	143		3	203	
3	25		3	84		3	144		3	204	
3	26		3	85		3	145		3	205	
3	27		3	86		3	146		3	206	
3	28		3	87		3	147		3	207	
3	29		3	88		3	148		3	208	
3	30		3	89		3	149		3	209	
3	31		3	90		3	150		3	210	
3	32		3	91		3	151		3	211	
3	33		3	92		3	152		3	212	
3	34		3	93		3	153		3	213	
3	35		3	94		3	154		3	214	
3	36		3	95		3	155		3	215	
3	37		3	96		3	156		3	216	
3	38		3	97		3	157		3	217	
3	39		3	98		3	158		3	218	
3	40		3	99		3	159		3	219	
3	41		3	100		3	160		3	220	
3	42		3	101		3	161		3	221	
3	43		3	102		3	162		3	222	
3	44		3	103		3	163		3	223	
3	45		3	104		3	164		3	224	
3	46		3	105		3	165		3	225	
3	47		3	106		3	166		3	226	
3	48		3	107		3	167		3	227	
3	49		3	108		3	168		3	228	
3	50		3	109		3	169		3	229	
3	51		3	110		3	170		3	230	
3	52		3	111		3	171		3	231	
3	53		3	112		3	172		3	232	
3	54		3	113		3	173		3	233	
3	55		3	114		3	174		3	234	
3	56		3	115		3	175		3	235	
3	57		3	116		3	176		3	236	
3	58		3	117		3	177		3	237	
3	59		3	118		3	178		3	238	
3	60		3	119		3	179		3	239	

- ・毎年4月、全校生徒を対象に、「自転車利用許可に伴う誓約書(登下校、部活動、校外学習など)」を作成し、交通安全への意識を高めています。

教員の多忙化解消に向けた取組への御理解と御協力について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より愛知県の教育に御理解・御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

教員の業務は、新しい学習指導要領への対応や、特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の教育支援の他、様々な教育課題等により、ますます複雑化、多様化しております。そうし中で、教員の専門性を高めつつ、子どもと向き合う時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行っていくことが求められています。

愛知県教育委員会では、平成29年3月に「教員の多忙化解消プラン」（県教委ホームページ参照）を策定し、以下の基本的な考え方の下、保護者や県民の皆様のご理解を得ながら、学校とともに、教員が学習指導、生徒指導などの業務に専念できる環境づくりを進めてまいります。

<取組を進める上での基本的な考え方>

「教員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに十分配慮し、各教員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えていくことは、学校設置者の責務であり、質の高い教育を持続的に進めていくための基盤である。」

愛知県教育委員会としては、平成30年度以降、全県的に以下の取組を進めてまいります。教職員が授業や児童生徒の指導に専念できる環境づくりに向けた取組への御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

- 学校の施設時間の設定（全日制については平成30年度中に遅くとも20時までを目安として設定）
- 勤務時間外の電話対応の在り方の見直し
- 部活動の休養日・活動時間の設定の見直し（平成30年度の早期に示す部活動指導ガイドラインで明示）
- 部活動指導総合コーチの試行的導入（平成30年度）
- 多忙化解消に係る重点目標の設定（平成30年度から）
- 行事運営、部活動等に係る保護者、地域への御協力をお願い など

担当 教育企画課教育政策グループ

電話 052-954-6827（ダイヤルイン）

メール kyoikukikaku@pref.aichi.lg.jp

○ 現在、学校現場では幅広い業務を抱えています。近年の教員の大量退職・大量採用により、若い教員が大幅に増加するとともに、ベテラン層の教員数が減少しています。

○ 部活動においても、長時間労働の要因のひとつとなり得ることから、多忙化を解消していくためにも、学校だけで全てを担うことが困難な状況となりつつあります。

○ 新学習指導要領の実施（小：H32～、中：H33～、高：H34～）に対応するためにも、教員の業務負担を軽減し、心身の健康を損なうことのないようにすることが重要です。教員の健康は子どもたちの笑顔への第一歩です。

○ そのためには、これまで学校が果たしてきた役割を、教員以外の専門職員や学校外に委ねることも必要となります。学校だけで教育活動に取り組むのではなく、行事運営や部活動など様々な場面で保護者や地域の方々の手をお借りしながら、今まで以上に充実した教育活動を実現していくことが求められています。

○ 愛知県教育委員会では、学校や地域の実情に応じて、学校の開錠・施設時間の設定、夏休み期間中の学校閉校日の設定、部活動に係る活動時間や休養日等の設定など、教員の多忙化解消に向けた様々な取組を行ってまいります。

○ 加えて、教員がゆとりをもって教育活動に取り組めるよう、国の「学校における働き方改革」の動きを踏まえながら、教職員定数の充実に向け、引き続き努力してまいります。

○ 保護者や地域の皆様方におかれましては、学校における教育活動に御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。



令和5年1月26日

保護者各位

安城市教育委員会 学校教育課  
スポーツ課

令和5年度から令和7年度末までの、中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について（お知らせ）

日頃は、本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このことにつきまして、スポーツ庁、文化庁の提言等を受け、令和7年度末までの中学校における休日の部活動について、下記のように実施します。本市の部活動の段階的な地域移行について、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

#### 記

#### 1 方針

- ・休日の部活動の段階的な地域移行を見据え、子どもたちの自主的に活動する時間を生み出し、今後の地域スポーツ団体・文化活動への参加等の多様な体験機会を確保します。
- ・子どもたちが休日に活動できるように、多様な地域のスポーツ団体や文化団体を紹介し、子どもの活動の選択肢を拡げます。
- ・子どもたちのよりよい生涯スポーツ・文化活動につながる指導等に意欲を有する地域人材の協力の下、休日の活動については、子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化活動を地域と共に支えられるようにします。
- ・学校教育課、スポーツ課、生涯学習課、文化振興課が連携し、部活動の地域移行について、引き続き検討を進めます。

※スポーツ庁・文化庁（前回より変更）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する  
総合的なガイドライン（令和4年12月）  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/  
20221227-spt\\_oripara-000026750\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf)



#### 2 移行期間

令和5年10月（新人体育大会後）～令和8年3月31日

#### 3 移行内容

休日の活動日数を段階的に縮小していきます。（裏面参照）

#### 4 今後の流れ（休日）

【時期】	【休日の活動】
令和5年4月 毎週	(現行の活動と同様) 4時間程度(準備片付けを含む) ※休日の活動は、原則土曜日とする。日曜日に活動する場合は、土曜日を休みとし、必ずどちらかが休日になるようにする。
↓	
令和5年10月(新人体育大会後)	<u>月2日以内</u> 、4時間程度(準備片付けを含む) ※休日の活動は、原則土曜日とする。日曜日に活動する場合は、土曜日を休みとし、必ずどちらかが休日となるようにする。
↓	
令和7年10月(新人体育大会後)(予定)	<u>月1日以内</u> 、4時間程度(準備片付けを含む) ※休日の活動は、 <u>土曜日とする。</u>
↓	
令和8年4月	<u>活動しない。</u>
↓	

#### 5 その他

- ・平日の部活動については、安城市中学校部活動指導ガイドラインに準じて活動します。(現行の活動と同様)
- ・部活動の段階的な地域移行(令和5年10月以降)に伴い、中学生の参加が可能となる地域のスポーツ団体については、別紙をご参照ください。なお、別紙については、令和4年12月現在の状況となっています。今後、中学生の参加が可能となる団体(文化的活動含む)の充実に向け、学校教育課、スポーツ課、生涯学習課、文化振興課等が協議していきます。

#### 《お問い合わせ》

部活動地域移行全般に関すること      学校教育課    Tel 71-2254  
地域のスポーツ団体に関すること      スポーツ課    Tel 75-3535

## U15 スポーツ団体の紹介 (R5.1.10現在)→最新・更新中

※各団体への問い合わせがある場合は、1月26日以降にお願いします。

問い合わせ先が、個人の場合は、連絡する時間帯を 17:30～19:00 までとさせていただきます。(スポーツ課、市スポーツ協会については、9:00～17:00までとなります。)

### 1. 軟式野球

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	安城南クラブ	安城南中、市野球場、和泉グラウンド	土 午後 or 夜間 (夏季) 日 8～17時、 祝日 半日	中学生 男女	上田 090-4868-0436	市軟式野球連盟所属 ○随時連絡可能
2	明祥クラブ	明祥中、市野球場、和泉グラウンド	土 13～17時 日 8:30～17時	中学生 男女	千葉 090-8189-8381	市軟式野球連盟所属
3	安城西クラブ	安城西中	土 (8:30～17時) 日 8:30～17時 (冬季 16時)	中学生 男女	杉浦 090-4193-4429	市軟式野球連盟所属
4	桜井クラブ	桜井中	土・日・祝日 8:30～日没前	中学生 男女	神谷 090-8475-6955	市軟式野球連盟所属
5	安城ジュニアクラブ	東山中	土 (運動場利用可能日あり) 日 8～17時	中学生 男女	伊藤 090-5613-9180	市軟式野球連盟所属
6	安祥クラブ	安祥中	土・日 9～17時	中学生 男女	武藤 080-3621-0531	市軟式野球連盟所属
7	篠目クラブ	篠目中	日 基本活動日 土・祝日 試合参加あり	中学生 男女	畑中 0566-74-4423 090-3955-6584	市軟式野球連盟所属

### 2. ソフトボール

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	トリプルA	今池小、荒曽根公園、柿田公園、東公園	土・日 9～17時	中学生 女子	杉浦 090-3588-8038	
2	SKC	桜井地区	土 午後 日 午前 (時々終日)	中学生 女子	長谷部 080-3650-3691	
3	愛知 SBC	柿田公園、東公園など	土 13～17時 日 8～12時	中学生 男子	林 090-2929-1234	高校生との交流 試合あり

### 3. サッカー

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	篠目 FC	市多目的グラウンド 市陸上競技場	月・木 17～19時 ※会場確保状況による	小・中学生 男女	上田 090-3955-5356	

### 4. ソフトテニス

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	東山クラブ	東山中、市テニスコート、知立昭和コートなど	月・水 19～21時 日 全日	東山中テニス部 男女	スポーツ課 75-3535	8月以降変更有
2	安祥 R02	安祥中 秋葉公園テニスコート	日 8:30～17時 平日 夕方、夜間もあり	中学生 男女	新崎 090-6099-8435	8月以降変更有
3	SSM	篠目中	平日 4月に決定 日 活動日	小4～中学生 女子	西沢 090-9025-1497	入会の連絡は 4月以降受付

### 5. 陸上

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	快足 AC	市陸上競技場、柿田公園、荒曽根公園、堀内公園、大高緑地公園など	水 19～21時、土 8～10時 日 (第1・3のみ) 1部 7～8:30 2部 9～10:10	小・中・一般 男女	吉田 0566-71-1881	連絡受付 11～18:30 (火曜を除く)

### 6. バレーボール

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	安城バレーボール	桜井中、市アリーナなど	木・土・日 不定期	中学生 男子	スポーツ課 75-3535	新規発足予定
2	市スポーツ協会 「バレーボール教室」	スポーツセンター	木 17時～ (年 3期制)	小・中学生 男女	市スポーツ協会 75-5182	受付・抽選あり



3	桜井排球クラブ	桜井中、市アリーナなど	日 17～21時	中学生 女子	山崎 090-4468-0999	応募者多数の場合は、人数制限あり
---	---------	-------------	----------	--------	------------------	------------------

### 7. 卓球

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	リバーウエスト	明祥中、明和小	月・火 19～21時 木・(金) 18～21時	幼・小・中・高 男女	篠田 080-3628-5375	
2	サムライ	丈山小、明祥プラザ	月・火・木・土 19～21時 日 9～12時	小・中学生	杉山 090-6763-6350	
3	SHINE	明祥中格技棟、明和小	月・水・金 19～21時 日 13～17時	幼・小・中 男女	江坂 090-6579-7977	

### 8. バドミントン

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	市スポーツ協会「ジュニアバドミントン教室」	スポーツセンター	土 17時～ (年 三期制)	小・中学生 男女	市スポーツ協会 75-5182	受付・抽選あり

### 9. 空手道

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	和道会安城	桜井公民館 中部福祉センター	水・日 18:30～20:30 金 18:30～20:30	幼・小・中・一般 男女	古家 0566-74-7897 090-8546-4303	空手道連盟加盟
2	松濤館連合安城支部	北部公民館	土 17:30～21時	小学生以上男女	スポーツ課 75-3535	空手道連盟加盟
3	志暁館	志暁館道場 (三河安城本町)	月～土 17～21時	幼・小・中・一般 男女	春山 090-6466-1381	空手道連盟加盟
4	知空会桜井	桜井福祉センター	土 17:30～20時	小・中学生 男女	神田 090-2920-0838	空手道連盟加盟
5	空手道不動会 安城篠目支部	篠目中	火 19～21時	小・中・一般 男女	田作 090-3932-5485	
6	空手道不動会 安城里町支部	安城北部公民館	日 17:30～21時	小・中・一般 男女	田作 090-3932-5485	

### 10. バスケットボール

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	南窓クラブ	安城南中	金・土 19～21時 日 利用できる時間帯	中・一般 男女	松崎 080-6910-7752	
2	安城 WEST バスケットボールクラブ	安城西中、市アリーナ、 スポーツセンターなど	水・日 19～21時 ※男子→水のみ	小・中学生 男女	越間 090-9186-3060	
3	Red Bears	安祥中、市アリーナ、 スポーツセンター	火 19～21時 土・日 どちらか2時間	中学生 男子	池 090-5006-3918	
4	明中女子バスケットボールクラブ	明祥中	土 19～21時 日 9～12時	中学生 女子	若山 090-4193-8889	
5	JB☆SPIRITS	安祥中	日 19～21時	中・高 男子	森 090-8548-9036	
6	西三河 ROYALZ U15	安城西中、篠目中、 二本木小、 スポーツセンターなど (予定)	平日 19～21時 土・日 どちらか2時間 週4日程度(欠席自由)	小・中学生 男女	外山 090-5039-2083 メールアドレス nishimikawaroyalz@gmail.com	新規発足予定 インスタ「西三河 ROYALZ」参照
7	エムプラス U15	安城南中など	水・土 19～21時(不定期) 日 19～21時	中学生 男女	岡山 090-1294-0107	新規発足予定

### 11. 剣道

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	東輝館東山剣道クラブ	東山中 安城北部小	月・木 19～21時	幼・小・中・一般 男女	高橋 0566-76-3108	市剣道連盟所属
2	作野剣道教室	作野小	月 18:30～20時	幼・小・中・一般 男女	真茅 0566-77-7558	市剣道連盟所属
3	桜井剣道クラブ	桜井中第2体育館	水 19～20:30 日 8:30～10時	小・中・一般 男女	岡口 0566-99-4413	市剣道連盟所属
4	高棚修武会	高棚小	月・水 19～21時 土 8:30～10:30	小・中・一般 男女	久米 0566-75-4628	市剣道連盟所属
5	剣正会	安城中部小、 市アリーナ剣道場	水・木 19～20:50 土 13～15時	幼・小・中・一般 男女	檀原 0566-72-1480	市剣道連盟所属
6	二本木剣道	二本木小	水 18～20時	幼・小・中・一般 男女	平野 0564-51-0127	市剣道連盟所属
7	安城東部祥学館	東部小 古井公民館	火・木 19～21時 水 19～20:30 土・日 不定期	幼・小・中・一般 男女	上山 0566-74-7835	市剣道連盟所属
8	安城篠目振風会	篠目中 市アリーナ剣道場	月・水 19～21時 土1部15～17、2部17～19時 金・日 不定期	幼・小・中・一般 男女	中村 0566-98-6048	市剣道連盟所属
9	正武館	正武館道場(百石町)	火・木・土 1部17:30～19:30 2部20～21:30	幼・小・中・一般 男女	高橋 0566-76-3108	市剣道連盟所属

### 12. 柔道

	団体名	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	安城市柔道会	市アリーナ柔道場	土・日 9～11時 どちらか一日	中学生 男女	安藤 080-3641-8877	
2	安城市柔道会 (安城柔道クラブ)	市アリーナ柔道場	火・木 19～20:45 土 17:15～20:45	小・中学生 男女	安藤 080-3641-8877	

### 13. その他

	団体名(競技)	活動場所	活動時間	参加対象	問い合わせ先	備考
1	安城市ミニテニス協会 (ミニテニス)	今池、中部、丈山、三河安 城、梨の里など		一般(男女) 親子参加もあり	沓名 090-4191-3826	レクリエーション 的な方が多い。
2	祥南卓球クラブ (ラージボール卓球)	祥南小	土 9～12時 日 偶数月9～12時 数日 奇月13～16時	一般(男女) 中学生可	中川 090-6077-0797	レクリエーション 的に楽しむ。
3	安城市スポーツウエルネ ス吹き矢協会(スポーツ ウエルネス吹矢)	(月) アンフォーレ (火) 明祥・安祥公民館 (水) 東部・西部公民館 (木) aa桜井・二本木公民館、 pa北部公民館 (金) 桜井福祉センター (土) 作野福祉センター (日) 昭林公民館・中部福祉センター	月・火・水・金 13:30～15:30 木 9:30～11:30 13:30～15:30 土(第3・4)・日 9:30～11:30	中学生以上	飯田 090-1741-3189	

今後、中学生の参加が可能となる団体に変更がある場合は、改めてお知らせさせていただきます。

## 安城市 学習用タブレット(iPad)使用ガイド(家庭用)

はじめに

この使用ガイドは、安城市の小中学生がタブレットを適切に使用して学習できるように、まとめています。タブレットは安城市からお子様一人1台お貸しするものです。タブレットは有効に使うと学習効果が高められるツールですが、心配されることもたくさんあります。使用ガイドをご家庭で一緒に読みいただき、安全に使用してください。

- 1 目的  
新しい時代に必要な資質・能力「学びに向かう力」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」の習得を目指し、児童生徒が「自ら考え主体的に行動できる力」を身に付けるためのツールとして活用します。
- 2 基本的な使い方
  - 登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
  - 使用できる時間は、午後10時までです。  
(※午後10時以降は操作ができなくなり、今後の使用状況により変更もあります。)
  - 無くしたり、盗まれたり、落として壊れたり、水に濡らしたりしないように十分気を付けます。
  - 持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
  - 物の下に置いたり、横に立てかけたりしません。
  - ほこりの多いところでは使いません。
  - 指で触れる、または、専用タッチペンを使うようにします。鉛筆などではふれません。
  - 磁石など、タブレットの調子の悪くなるものを近づけません。
- 3 学校で使う場合
  - 先生の指示をよく聞きます。
  - 休み時間や授業後に使う時も、先生が認めたこと以外には使いません。
- 4 家庭で使う場合
  - 使用する時間は家庭でよく話し合い、細かく休憩しながら使います。
  - 家庭で使う場所、置く場所を決めます。
  - 食べたり、飲んだりしながら使いません。
  - 学習に関連のない使い方はしません。
  - 学校へ持ってくる際には、自宅です分に充電をしておきます。
- 5 健康のために
  - 使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
  - 30分に一度は遠くを見るなど、ときどき目を休ませます。
  - 就寝する1時間前は使いません。
- 6 安全に使用するために
  - インターネットには制限がかけられていますが、もしも怪しいサイトに入ってしまったり、危険を感じたりしたときは、すぐに画面を閉じ、身近な大人(先生や親)に知らせます。
  - 無くしたり、盗まれたり、落として壊れたり、水に濡らしたりしたときは、身近な大人(先生や親)に知らせます。

## 7 個人情報等

- 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分のタブレットの暗証番号、アカウントIDやパスワードを他人に教えません。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上には絶対に上げません。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はタブレットに保存しません。
- 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

## 8 カメラでの撮影

- 学校でカメラ機能を使う時は、事前に先生に伝えます。
- 家庭でカメラ機能を使う時は、事前に保護者に伝えます。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

## 9 データの保存

- タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したもののだけを学校指定のクラウド、もしくは本体に保存します。
- 私物のパソコンやUSBメモリなどの記録媒体をタブレットにつなぎません。

## 10 その他確認事項

- 利用方法について家族と一緒に「情報を正しく使うこと」について考えます。
- 不適切な写真や動画など、ネットに刻まれた情報は半永久的に残るので、未来の自分を苦しめることのないよう、正しい利用をします。
- 違法な画像や動画等をダウンロードして他者の権利や肖像権を侵害しません。
- 学校外でのWi-Fiに接続するときは、家庭など安全性の高いWi-Fiと接続し、通信傍受やID・パスワードなどを抜き取られないようにします。
- 有害なコンテンツにアクセスしたり、課金などをしたりしません。
- ※有害サイトについてはブロックしていますが、限度がありますが、問題が発生したときは、すぐ学校に連絡してください。請求額の保証はできませんので、ご注意ください。

## 12 おわりに

学習用タブレットを1人1台持つことは、令和の時代における学校の「スタンダード」になります。これは、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、安城の子どもたちの可能性を大きく広げるものです。子どもたちが変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を自立的に生活できるよう願っています。

安城市教育委員会



# 新 安城ケータイ・スマホ宣言

ケータイ・スマホの契約は、小中学生だけではできません。そのことをふまえ、保護者とよく相談の上、次のことを守って使うようにします。

わたしたちは、

## ① SNS に個人の特定につながる情報を載せません。

- ・自分や相手が嫌な思いをしないようにします。
- ・写真や動画を勝手に載せません。
- ・一度載せた情報は、二度と消すことはできません。

## ② 何かをしながら、ケータイ・スマホを使いません。

- ・自転車乗車中や歩行中に使うことは、身の危険につながります。
- ・食事中や会話中に使うことは、相手に対して失礼なことです。
- ・勉強中に勉強以外の目的で使うことは、集中しにくい環境をつくりま

## ③ いじめやトラブルが起こらない行動をします。

- ・相手になったつもりで、メッセージを送ります。
- ・むやみに、自分の中の常識や気持ちを他人に押し付けません。
- ・自分の家で決めたルールを友達にも伝え、わかってもらうようにします。

## ④ SNS で知り合った人と会いません。

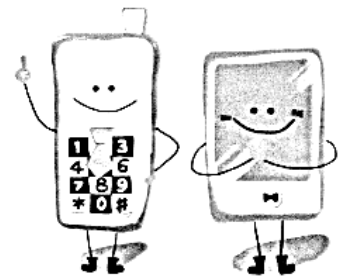
- ・知らない人やあやしい人をSNSで追加や承認、連絡をしません。

## ⑤ 保護者や先生に相談・報告します。

- ・お金に関わることは、保護者の許可をとってから行います。
- ・困ったら、一人で抱え込まず、大人に相談します。

## ⑥ 家庭で話し合っ

- ・一日に使う時間数を設定します。
- ・決めた場所以外では使いません。
- ・夜間は、決めた場所に置いておきます。



令和元年 11月 15日

安城市中学生ふれあい会議にて採択

ケータイくん スマホちゃん



## 保護者の皆様

# 自転車の利用に関するお知らせ

自転車の交通事故を防止するため、令和3年4月、愛知県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。

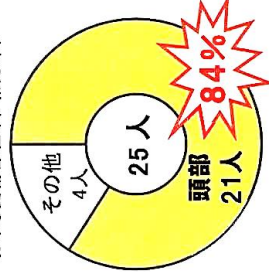
### 条例で相定していること

- 交通ルールの遵守・歩行者等へ配慮した安全で適正な利用に努める
- 自転車を定期的に点検し、交通事故防止と盗難防止対策に努める

### 10月1日からは…

- 交通事故の被害軽減のため、自転車利用者等の**乗車用ヘルメットの着用を努力義務**とする
- 交通事故による被害者保護のため、**自転車損害賠償責任保険等の加入を義務**とする

ヘルメット非着用による死亡事故における負傷部位(令和元年)



自転車乗車中の交通事故死者数を負傷部別に見てみると、**頭部が最も多く21人で、8割以上**を占めています。

ヘルメットを正しく着用することで、自転車乗車中に死亡する割合は**約1/4にまで倍減**※されます。

※交通事故総合分析センター「交通事故分析レポート vol.197」より

「**児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならぬ。**」と道路交通法で規定されています。



# 安城市の自転車に関する補助金

## 自転車乗車用ヘルメット購入費補助

～自転車に乗る時にヘルメットを着用していれば助かる命が数多くあります～

### 【対象者】

- ① 市内在住の申請年度末時点で18歳以下の子ども（申請は保護者）
- ② 市内在住の申請年度末時点で6.5歳以上の高齢者

### 【補助額】

購入金額の2分の1 ※対象者1人につき1個限り  
(上限2,000円、10円未満切り捨て)

### 【補助対象となるヘルメット】

令和3年4月1日以降に購入した安全認証マークの付いた新品のもの  
※認証マーク：

(参考)



### 【必要書類等】

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収証等（申請者又はヘルメット着用者の氏名、ヘルメットの購入金額、購入日、品名又は品番、購入店名の記載が必要）
- ③ ヘルメットの安全認証が確認できるもの
- ④ 補助金等交付請求書 ※申請者名義の口座番号が必要

### 【申請の流れ】



送付先  
〒446-8501 安城市役所 市民安全課  
安城市役所 市民安全課

問い合わせ先  
安城市役所市民安全課 ☎0566-71-2219

安城市役所市民安全課 ☎0566-71-2219  
窓口対応時間：月～金曜日 8：30～17：15  
(年末年始、祝日を除く)

## 自転車安全整備補助

自転車損害賠償責任保険のうち「TSマーク付帯保険」加入にかかる費用の一部を助成していただきます。詳細は右記QRコードから市HPを参照してください。

問い合わせ先  
安城市役所都市計画課  
☎0566-71-2243



